

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東飯能停車場線
- 三 道路の区域

新	旧 新 別
飯能市仲町四番一八地先から同市 大字中山三三四番一地先まで	区 間
一・〇〇〇 一五・〇七	敷地の幅員 (メートル)
八六二・八〇	延長 (メートル)
一般国道二百九十九号 の一部移管に伴う路線 の延長。	備 考